

長浜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市空家等管理活用支援法人指定・指定の更新申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 市内において実施した空家等の活用等に関する活動実績を記載した書類
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は市内で空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者でないこと。
- (3) 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有していないこと。
- (4) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - ウ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - エ 暴力団員
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、かつ、市が法第7条第1項の規定により定めた空家等対

策計画（以下「空家等対策計画」という。）の取組に資するものであること。

- (6) 市と空家対策に関する連携協定を締結し、かつ、市内において、法第24条各号に規定する業務に相当する活動実態を有していること。
- (7) 市内に主たる事務所又は営業所を有すること。
- (8) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な専門性を有しており、かつ、必要な組織体制及び人員体制を有していること。
- (9) 業務を遂行するに当たり、関係する行政機関、民間組織等と十分な連携を図ることができること。
- (10) 個人情報その他の情報の取扱いに関する適切な措置がとられていること。
- (11) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 市長は、前項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、長浜市空家等管理活用支援法人指定・指定の更新通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、その名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定しない場合は、長浜市空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（指定の有効期間等）

第4条 前条第1項の規定による指定の有効期間（次項において準用する同条第1項の規定による指定の更新を受けた場合の指定の有効期間を含む。）は、指定した日からその日時点で有効な空家等対策計画の期限までとする。

2 前2条の規定は、支援法人の指定の更新について準用する。ただし、第2条第2項に掲げる書類のうち、第7条の規定により市に提出する書類については、添付を要しない。
（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、長浜市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ長浜市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに長浜市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公表するものとする。

（事業の報告）

第7条 支援法人は、事業年度開始前にその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び

貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が前条の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、その旨を公示するとともに、長浜市空家等管理活用支援法人指定取消書(様式第7号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。